

令和8年4月13日

各位

HOYA株式会社

代表執行役 池田 英一郎

HOYAアイケアリテイリング合同会社

代表社員 HOYA株式会社

職務執行者 竹中 彰

HOYA株式会社及びHOYAアイケアリテイリング合同会社による会社分割に関する事後開示

(吸収分割会社／会社法第791条第1項第1号、第791条第2項及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書類)

(吸収分割承継会社／会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書類)

HOYA株式会社（以下「吸収分割会社」という）及びHOYAアイケアリテイリング合同会社（以下「吸収分割承継会社」という）は、令和7年11月5日付吸収分割契約書に基づき吸収分割会社が吸収分割契約書に定める事業（以下「本件事業」という）に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という）を実施いたしました。よってここに本件吸収分割に係る事後開示をいたします。

なお、本件吸収分割は、吸収分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割となります。

記

第1 吸収分割が効力を生じた日

令和8年4月1日

第2 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2(吸収分割の差止請求)の規定による手続の経過

本件吸収分割は、吸収分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。

(2) 会社法第785条(株式買取請求)の規定による手続の経過

本件吸収分割は、吸収分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に

該当するため、吸収分割会社の株主には、株式買取請求権はなく、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第787条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

吸収分割会社において、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存在しないため、吸収分割会社は、会社法第787条の規定による手続を行っておりません。

(4) 会社法第789条(債権者異議)の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、令和7年11月14日付で官報及び電子公告にて公告をいたしました。異議申述期限までに本件吸収分割について同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

第3 吸収分割承継会社における会社法第799条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、令和7年11月14日付で官報にて公告をいたしました。本件吸収分割について同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収分割承継会社においては、知っている債権者はいなかったため、同条第2項の規定による催告は行っておりません。

第4 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である令和8年4月1日付で、吸収分割契約の別紙に記載された権利義務を承継いたしました。

なお、吸収分割承継会社が本件吸収分割により吸収分割会社から承継した資産の額は資産の額は31,511百万円(概算値)、負債の額は31,311百万円(概算値)です。

第5 会社法第923条の変更の登記をした日

令和8年4月1日

第6 その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上